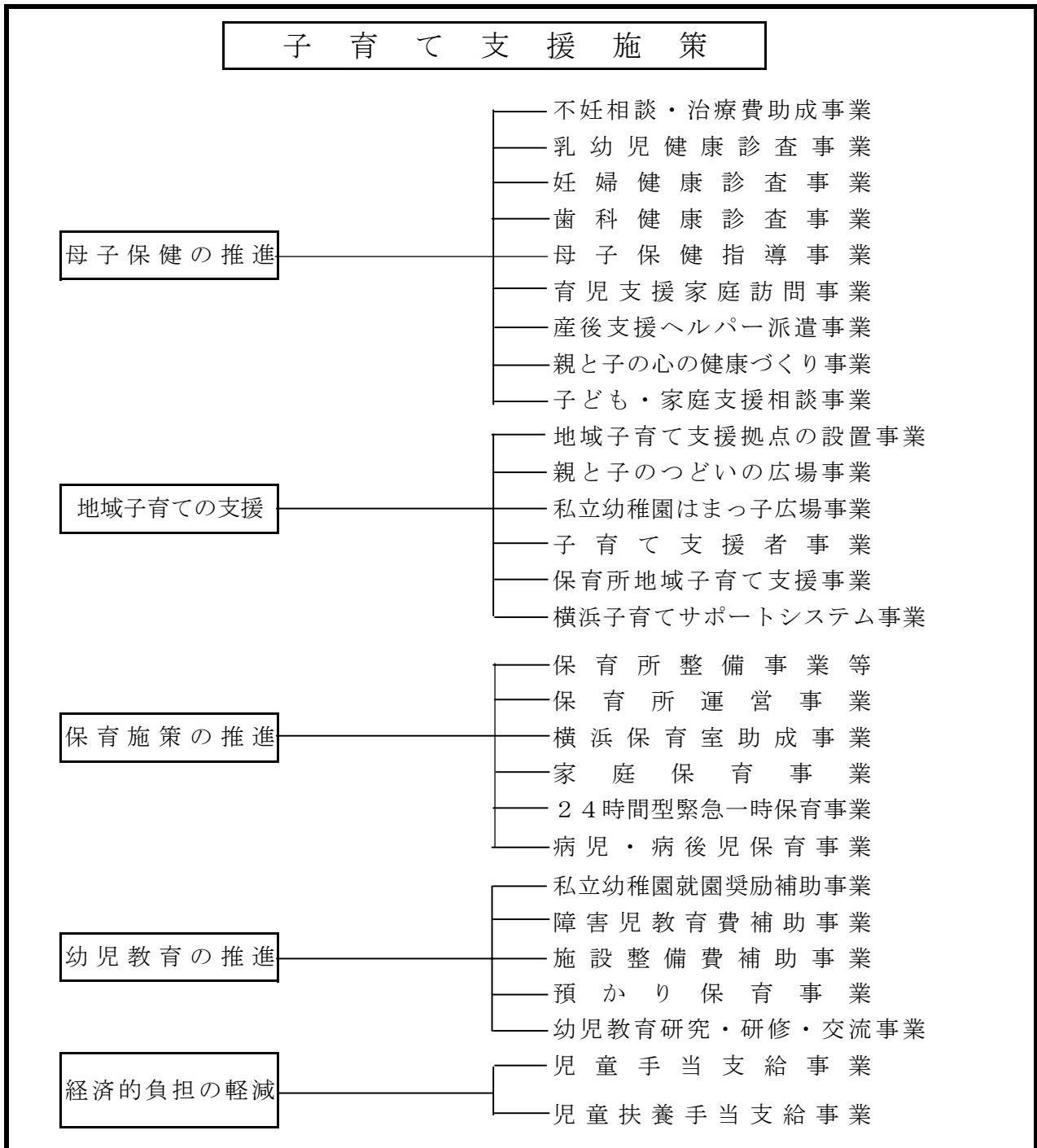


## 平成19年度少子社会関係事業の現況等について【こども青少年局】

こども青少年局では、少子社会に対応して、健やかな子どもを育てる環境づくりを進めるため、様々な子育て支援施策を推進しています。

平成19年度は、「中期計画」の着実な推進を図るとともに、地域で子育てをしている家庭への様々な母子保健関係事業や育児支援事業、経済的負担の軽減を図るため児童手当支給等の事業を実施します。

また、保育所の整備や多様な保育サービスの提供、幼児教育の推進などの施策を推進します。



《母子保健の推進》

事業名	事業内容												
<p>1 不妊相談・治療費助成事業</p> <p>予算額 223,680 千円</p>	<p>(1) 不妊相談 不妊で悩む夫婦に対し、福祉保健センターでの不妊相談及び専門家による不妊専門相談を実施します。</p> <p>(2) 特定不妊治療費助成事業 特定不妊治療を実施している夫婦に対し、治療費の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費助成事業を実施します。 助成内容：1回の治療につき10万円まで、1年度あたり2回限度に通算5年間助成（所得制限あり） 平成19年度助成見込件数：2,200件</p>												
<p>2 乳幼児健康診査事業</p> <p>予算額 646,027 千円</p>	<p>4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査及び保健指導を各区福祉保健センターで実施するほか、医療機関においても、0歳児の健康診査等を実施します。</p> <p>平成19年度実施予定人数</p> <table border="0"> <tr> <td>・福祉保健センター</td> <td>88,970人</td> </tr> <tr> <td>    4か月児</td> <td>29,000人</td> </tr> <tr> <td>    1歳6か月児</td> <td>29,540人</td> </tr> <tr> <td>    3歳児</td> <td>30,430人</td> </tr> <tr> <td>・医療機関</td> <td>延73,050人</td> </tr> <tr> <td>    0歳児</td> <td></td> </tr> </table>	・福祉保健センター	88,970人	4か月児	29,000人	1歳6か月児	29,540人	3歳児	30,430人	・医療機関	延73,050人	0歳児	
・福祉保健センター	88,970人												
4か月児	29,000人												
1歳6か月児	29,540人												
3歳児	30,430人												
・医療機関	延73,050人												
0歳児													
<p>3 妊婦健康診査事業</p> <p>予算額 429,838 千円</p>	<p>母子健康手帳を交付した妊婦に対する健康診査を医療機関に委託して実施します。 妊娠期間中3回分の健康診査費用補助券を交付します。</p> <p>・平成19年度実施予定件数 延89,720件</p>												
<p>4 歯科健康診査事業</p> <p>予算額 104,745 千円</p>	<p>乳幼児の歯科疾患を予防し、健全な発育を図るため、4か月児歯科保健指導、1歳6か月児・3歳児歯科健診及び1歳6か月児歯科健診事後指導、乳幼児歯科相談を行います。</p> <p>さらに、妊産婦に対して歯科健診・歯科保健指導を実施します。</p> <p>・平成19年度実施予定人数</p> <table border="0"> <tr> <td>4か月児</td> <td>29,000人</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児</td> <td>29,540人</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>30,430人</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児歯科健診事後指導</td> <td>13,800人</td> </tr> <tr> <td>乳幼児歯科相談</td> <td>5,000人</td> </tr> <tr> <td>妊産婦歯科健診</td> <td>3,500人</td> </tr> </table>	4か月児	29,000人	1歳6か月児	29,540人	3歳児	30,430人	1歳6か月児歯科健診事後指導	13,800人	乳幼児歯科相談	5,000人	妊産婦歯科健診	3,500人
4か月児	29,000人												
1歳6か月児	29,540人												
3歳児	30,430人												
1歳6か月児歯科健診事後指導	13,800人												
乳幼児歯科相談	5,000人												
妊産婦歯科健診	3,500人												

《母子保健の推進》

事業名	事業内容
<p>5 母子保健指導事業</p> <p>予算額 73,818 千円</p>	<p>(1) 母性相談 母子健康手帳を交付し、助産師等が指導・助言を行います。 ・平成19年度母子健康手帳交付予定人数 36,800人</p> <p>(2) 母親(両親)教室 妊婦の健康維持、出産・育児に関する知識の習得、父親の育児参加の促進を目的とした教室を開催します。 ・平成19年度受講予定人数 13,000人</p> <p>(3) 母子訪問指導 妊産婦や未熟児・新生児を養育する家庭を訪問し、疾病の発生予防、養育上の必要な指導等を行います。 ・平成19年度実施予定人数 25,980人</p>
<p>6 育児支援家庭訪問事業</p> <p>予算額 87,104 千円</p>	<p>子育てに対して不安や孤立感、虐待のおそれを抱える家庭等を対象に、保健師・助産師・ヘルパーが訪問し、育児相談、栄養指導、必要に応じて簡単な家事等の支援を行います。 ・平成19年度訪問予定延回数 3,000回</p>
<p>7 産後支援ヘルパー派遣事業</p> <p>予算額 20,789 千円</p>	<p>出産直後の母親が、体調不良等のため、家事や育児を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児を支援します。 ・平成19年度利用予定実人員 418人</p>
<p>8 親と子の心の健康づくり事業</p> <p>予算額 15,352 千円</p>	<p>福祉保健センターでの乳幼児健康診査を受診していない養育者に対して、健診の受診を再勧奨するとともに、郵送や電話等により育児状況の確認を行います。 また、育児に対して強い不安感を持つ養育者同士が、カウンセラーなど専門職を交え話し合うことで育児不安の解消を図るよう、グループミーティング「ファミリーサポートクラス」を実施します。 ・平成19年度乳幼児健診の受診再勧奨予定人数 5,000人</p>
<p>9 子ども・家庭支援相談事業</p> <p>予算額 49,275 千円</p>	<p>乳幼児期から学童期、思春期までの子どもと養育者を対象とした相談、情報の収集・提供を各区の福祉保健センターで実施します。 (平成18年度実績見込) 相談者数 24,888人</p>

《地域子育ての支援》

事業名	事業内容
<p>1 地域子育て支援拠点の設置事業</p> <p>予算額 334,642 千円</p>	<p>市民との協働により在宅の子育て支援の充実を図るため、地域子育て支援拠点の設置を推進します。</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 子育て家庭のための事業</p> <p>(ア) 親子の居場所</p> <p>(イ) 子育て関連情報の一元化と情報提供</p> <p>(ウ) 子育て相談</p> <p>イ 子育ての支援者のための事業</p> <p>(ア) 子育て支援ネットワークの形成</p> <p>(イ) 子育て支援に関わる人材育成</p> <p>(2) 実施か所数 9か所(新規4か所・継続5か所)</p>
<p>2 親と子のつどいの広場事業</p> <p>予算額 69,500 千円</p>	<p>子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような悩みを持つ仲間と仲間・交流する場を支援することで、地域の子育て機能を強化し子育て不安の解消を図ります。</p> <p>(横浜市社会福祉協議会の「つどいの広場事業」への補助事業。)</p> <p>(1) 実施か所数 19か所(新規5か所・継続14か所)</p> <p>(2) 補助額 1か所あたり 3,500千円</p>
<p>3 私立幼稚園はまっ子広場事業</p> <p>予算額 19,312 千円</p>	<p>幼稚園児が降園した後の園庭・園舎を開放して、園児や地域の幼児が保護者ととともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、保護者同士が子育てについて交流、情報交換できる場を提供します。</p> <p>実施園数 19園(新規4か所・継続15か所)</p>
<p>4 子育て支援者事業</p> <p>予算額 65,861 千円</p>	<p>各区において公募、審査を経た方を子育て支援者として委嘱し、地区センター等での子育て相談を行うなど、身近な場所での子育て支援を推進します。また、十分な経験を持つ子育て支援者を助言者として2人選任し、新人支援者を育成します。</p> <p>子育て支援者 160人(15人増)</p>
<p>5 保育所地域子育て支援事業</p> <p>予算額 115,647 千円</p>	<p>保育所という地域に身近な社会資源を活用・開放していくことで、保育所の社会化を進め併せて地域の中での子育て支援機能の充実を図ります。</p> <p>育児支援センター園実施か所数 29か所</p> <p>市立保育所 21か所 私立保育所 8か所</p>
<p>6 横浜子育てサポートシステム事業</p> <p>予算額 53,166 千円</p>	<p>社会全体で子育て支援をしていくため、市民が会員として登録し、地域の中で市民同士が子どもを預け預かる子育て支援のシステムを実施します。また、預ける人と預かる人との相互のニーズを、よりの確に結びつける事務局機能の強化をモデル実施します。</p> <p>(1) 運営主体 横浜市社会福祉協議会</p> <p>(2) 18年度実績</p> <p>ア 会員数 4,837人</p> <p>(利用会員3,494人、提供会員1,087人、両方会員256人)</p> <p>イ 利用件数 延べ34,918件</p>

《保育施策の推進》

事業名	事業内容				
1 保育所整備事業等	増加する入所申込に対応し、待機児童の解消を進めるために、保育所を整備します。				
予算額 2,631,456 千円	【待機児童数】				
		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
	待機児童数	1,190人	643人	353人	576人
	就学前児童数①	201,626人	200,022人	198,183人	196,763人
	保育所定員数	26,689人	29,888人	32,994人	33,944人
	入所申込数②	28,112人	30,769人	32,999人	34,841人
	入所申込率 (②/①)	13.94%	15.38%	16.65%	17.71%
	※各年4月1日現在				
	【整備内容】				
整備内容	整備手法	建設予定区	か所数	定員増(人)	開所予定
新設 1,350人	整備促進事業 (認定こども園を含む)	—	18	810	20年4月
	法人所有地	北部方面	1	60	20年4月
		西部方面	1	90	20年4月
	市有地無償貸付	都筑区	1	90	20年4月
	駅前再開発事業内	西区	1	120	20年4月
		旭区	1	120	20年4月
	開発地区内	神奈川区	(1)	(90)	(21年4月)
都筑区		1	60	20年4月	
小計			24 (1)	1,350 (90)	
老朽改築 44人	民間保育所 18年度からの継続分	神奈川区	1	20	20年4月
		戸塚区	1	24	20年4月
		泉区	1	—	19年6月
	民間保育所 新規着手分	—	(2)	(20)	21年4月
	市立保育所	南区	1	—	20年4月
小計			4 (2)	44 (20)	
合計			28 (3)	1,394 (110)	
	※カッコ内の数字は21年4月開所予定のもので外数				

《保育施策の推進》

事業名	事業内容										
<p>2 保育所 運営事業</p> <p>予算額 47,451,904 千円</p>	<p>保育に欠ける乳児、幼児を保育する市立・民間保育所を運営します。</p> <table border="1" data-bbox="416 322 1430 454"> <thead> <tr> <th></th> <th>市立</th> <th>民間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>110か所 (うち、公設民営2か所)</td> <td>273か所</td> <td>383か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 入所見込み児童数 月平均約35,000人                      (1) 長時間保育 市立110か所、民間272か所                      (2) 一時保育 市立 36か所、民間150か所                      (3) 障害児保育 市立110か所、民間179か所                      ※ 市立110か所のうち4か所は平成20年4月1日に民間移管予定</p>				市立	民間	合計	施設数	110か所 (うち、公設民営2か所)	273か所	383か所
	市立	民間	合計								
施設数	110か所 (うち、公設民営2か所)	273か所	383か所								
<p>3 横浜保育室 助成事業</p> <p>予算額 4,503,542 千円</p>	<p>本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域状況等を踏まえて設置した「横浜保育室」に助成し、保育に欠ける3歳未満児の待機児童の解消と保護者負担の軽減を図ります。</p> <p>(1) 施設数 133か所 (19年4月1日現在)                      (2) 定員 4,132人 (19年4月1日現在)                      (3) 基本助成費 児童1人月額 79,100円</p>										
<p>4 家庭保育 事業</p> <p>予算額 166,155 千円</p>	<p>保育に欠ける3歳未満児を家庭的な雰囲気の中で保育する、家庭保育福祉員に助成します。</p> <p>(1) 家庭保育福祉員数 39人 (19年4月1日現在)                      (2) 福祉員1人あたり定員 3人または5人                      (3) 基本保育費助成 児童1人月額 71,600円</p>										
<p>5 24時間型 緊急一時保育 事業</p> <p>予算額 34,310千円</p>	<p>保護者の病気や就労等で、緊急に児童を預ける必要が生じた場合に24時間いつでも受入可能な緊急一時保育事業を2か所で実施します。</p> <p>(1) 実施施設 あおぞら保育園 (神奈川区六角橋)                      港南はるかぜ保育園 (港南区日野)                      (2) 利用料 児童の年齢別、昼・夜の利用で、1人につき400~700円/時間                      (24時間の上限10,000円)                      (3) その他 生活保護世帯及び市民税非課税世帯は5割減免</p>										
<p>6 病児・病後児 保育事業</p> <p>予算額 120,734 千円</p>	<p>病気又は病気の回復期で、他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、一時的に預かる医療機関併設型の「病児保育事業」と、病気の回復期にある児童を一時的に預かる保育所併設型の「病後児保育事業」を実施します。</p> <p>実施か所数                      (1) 病児保育 7か所 (新規3か所)                      (2) 病後児保育 5か所</p>										

《幼児教育の推進》

事業名	事業内容
<p>1 私立幼稚園 就園奨励補助事業</p> <p>予算額 6,010,644 千円</p>	<p>私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担を軽減するため、園児の世帯の所得の状況に応じて、入園料・保育料の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者数 約65,800人</li> <li>・市単独補助単価の引き上げ 一律1,000円増</li> <li>・国基準補助単価の引き上げ 1%増</li> <li>・同時就園条件の緩和 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 小1(6歳児)→小2(7歳児)</li> <li>② 保育所、認定こども園入所児童も同時就園とみなす</li> </ul> </li> </ul>
<p>2 障害児教育費補助事業</p> <p>予算額 120,000 千円</p>	<p>私立幼稚園等に在園している障害児に対する教育が、障害の種類や程度に応じて適切に行われるようその経費の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者数 600人</li> <li>・補助額 1人あたり 200千円</li> </ul>
<p>3 施設整備費補助事業</p> <p>予算額 35,000 千円</p>	<p>県が指定する就園児人口増加地域(鶴見区、都筑区、青葉区)において幼稚園を新築する場合や定員増を伴う改築、また、幼稚園の良好な教育環境を確保するため大規模修繕を行う場合の経費の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成額 新築・改築：工事費の1/3以内(限度2,000万円) 修繕：300万円以上の修繕費の1/3以内(限度150万円)</li> <li>・対象園数 新築・改築：1園 修繕：10園</li> </ul>
<p>4 預かり保育事業</p> <p>予算額 451,612 千円</p>	<p>預かり保育(満3～5歳児)及び特例保育(0～2歳児)の運営費等を補助することにより、幼稚園の教育資源を活用した保育所待機児童の解消と多様な保育ニーズへの対応を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料 9,000円(園児1人/月額)</li> <li>・認定園数 57園</li> <li>・対象者数 月平均 1,425人</li> </ul>
<p>5 幼児教育研究・研修・交流事業</p> <p>予算額 7,451 千円</p>	<p>幼児教育の充実や幼児・児童の健やかな成長を図るために、幼児教育及び幼・保・小を中心とする教育連携に関する研究、研修、交流事業等を実施します。</p> <p>*主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園新規採用教員研修会</li> <li>・幼・保・小教育連携研修会</li> <li>・幼・保・小教育交流事業(18区で実施)</li> </ul>

《経済的負担の軽減》

事業名	事業内容
<p>1 児童手当支給事業</p> <p>予算額 22,114,535 千円</p>	<p>1 2歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している世帯に児童手当を支給します。</p> <p>1 手当額（所得制限あり） 3歳未満 月額10,000円（平成19年度改正による） 3歳以上 (1) 第1子・第2子は 月額 5,000円 (2) 第3子以降は 月額10,000円</p> <p>2 支給対象児童数（平成19年度予算） 275,250人（月平均）</p>
<p>2 児童扶養手当 支給事業</p> <p>予算額 9,122,110 千円</p>	<p>父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童等を養育している世帯に児童扶養手当を支給します。</p> <p>1 手当額（所得制限あり） (1) 全額支給 月額 41,720円 (2) 一部支給 月額 9,850円から41,710円 (3) 第2子加算 月額 5,000円 (4) 第3子加算 月額 3,000円</p> <p>2 支給対象児童数（平成19年度予算） 29,336人（月平均）</p>



# 平成19年度少子社会関係事業の現況等について

## 【健康福祉局】

少子化、核家族化など家族形態の変化、さらには地域のつながりの希薄化など、子どもと養育者を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中で、安心して子どもを生み・育てることができる環境を確保することが求められています。

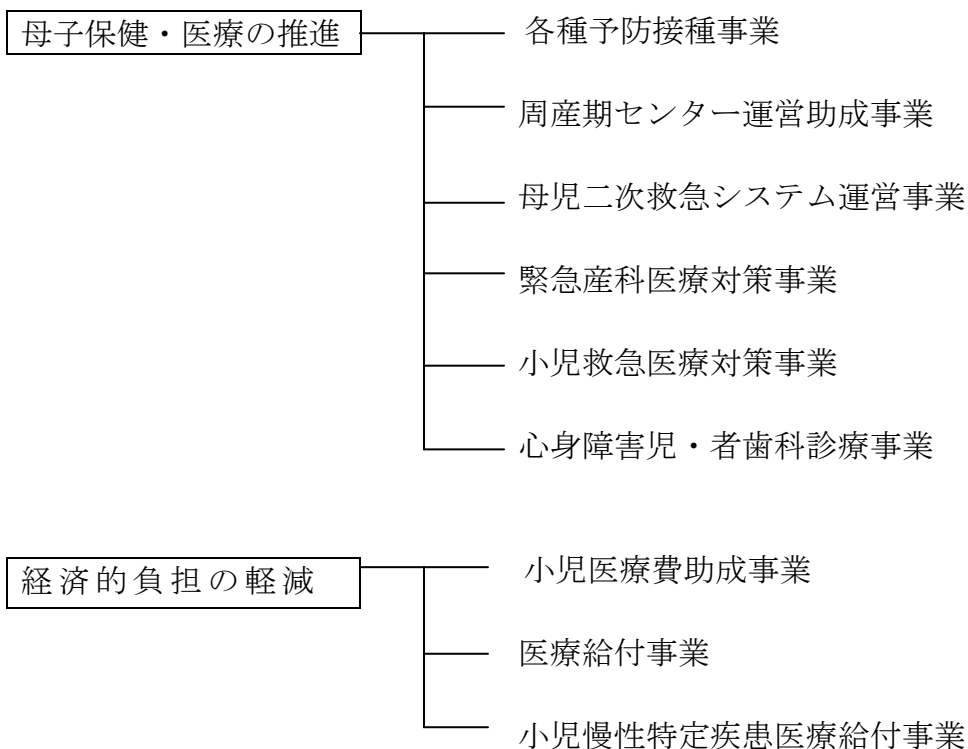
健康福祉局では、施策の体系を母子保健・医療の推進と経済的負担の軽減の2つに整理しています。

母子保健・医療の推進では、各種の予防接種事業を実施することにより、乳幼児等の健康保持を図ります。

また、出産環境を確保するための事業から、妊産婦・乳幼児等に対する医療を充実するための事業を実施します。

経済的負担の軽減では、小児医療費助成事業等を実施します。

### 施策の体系



《母子保健・医療の推進》

事業名	事業内容																											
<p>1 各種予防接種事業</p> <p>個別予防接種 予算額 1,420,061千円</p> <p>集団予防接種 ①ポリオ 予算額 63,754千円 ②BCG 予算額 165,597千円 内個別分： 141,329千円</p>	<p>(1) 個別予防接種 三種混合・二種混合、麻しん、風しん予防接種を市内の協力医療機関で実施します。 なお、麻しん、風しんについては、平成18年度から2回接種となりました。 また、日本脳炎については、厚生労働省の勧告を受けて平成17年5月30日以降、接種の積極的な勧奨を差し控えていますが、希望者への接種は引き続き行っております。</p> <table border="1" data-bbox="408 660 1374 1391"> <thead> <tr> <th>予防接種名</th> <th>接種対象者</th> <th>接種予定者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風</td> <td>生後3か月から90か月未満の者</td> <td>延114,000人</td> </tr> <tr> <td>二種混合 ジフテリア 破傷風</td> <td>11歳から13歳未満の者</td> <td>16,000人</td> </tr> <tr> <td>麻しん 風しん 混合</td> <td>I期：生後12か月から24か月に至るまでの間にある者 II期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者</td> <td>45,600人</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td></td> <td>2,400人</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td></td> <td>2,400人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 集団予防接種 ポリオ、BCGの予防接種を福祉保健センターで実施します。 なお、BCGについては、現在、港南区、青葉区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区、戸塚区で実施している個別接種を、平成20年1月から全区で実施します。</p> <table border="1" data-bbox="408 1682 1374 1823"> <thead> <tr> <th>予防接種名</th> <th>接種対象者</th> <th>接種予定者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポリオ</td> <td>生後3か月から90か月未満の者</td> <td>延61,400人</td> </tr> <tr> <td>BCG</td> <td>出生後から6か月未満の者</td> <td>28,452人</td> </tr> </tbody> </table>	予防接種名	接種対象者	接種予定者数	三種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風	生後3か月から90か月未満の者	延114,000人	二種混合 ジフテリア 破傷風	11歳から13歳未満の者	16,000人	麻しん 風しん 混合	I期：生後12か月から24か月に至るまでの間にある者 II期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	45,600人	麻しん		2,400人	風しん		2,400人	予防接種名	接種対象者	接種予定者数	ポリオ	生後3か月から90か月未満の者	延61,400人	BCG	出生後から6か月未満の者	28,452人
予防接種名	接種対象者	接種予定者数																										
三種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風	生後3か月から90か月未満の者	延114,000人																										
二種混合 ジフテリア 破傷風	11歳から13歳未満の者	16,000人																										
麻しん 風しん 混合	I期：生後12か月から24か月に至るまでの間にある者 II期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	45,600人																										
麻しん		2,400人																										
風しん		2,400人																										
予防接種名	接種対象者	接種予定者数																										
ポリオ	生後3か月から90か月未満の者	延61,400人																										
BCG	出生後から6か月未満の者	28,452人																										

事業名	事業内容
2 周産期センター運営助成事業  予算額 68,000千円	ハイリスクの妊産婦等を対象として、出産前後の母体及び胎児、新生児の一貫した管理を行う聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院周産期センターに対し運営費の助成を行います。 〈周産期センターの概要〉 産科 33床 新生児 30床(うち新生児集中管理治療室9床) 患者数 134人(18年度決算見込み)
3 母児二次救急システム運営事業  予算額 28,324千円	二次救急病院と産婦人科診療所等との連携を強化するとともに、二次救急の機能を強化することにより、母体・胎児及び新生児の救急患者の受入れの円滑化を図るため、システムの運営に係る経費を助成します。  患者数 421人(18年度決算見込み)
4 緊急産科医療対策事業  産科医療機関の連携推進 予算額 3,520千円  助産師が活躍できる環境の整備 予算額 4,800千円	(1) 産科医療機関の連携推進 健診は診療所で行い、出産は病院で行うというセミオープンシステムによる診療所と病院間の役割分担を促します。さらに助産所を含めた役割分担の推進や連携強化のための取り組みに対し、助成します。  (2) 助産師が活躍できる環境の整備 助産師の技術向上や、潜在助産師の職場復帰のための研修に対し、助成します。
5 小児救急医療対策事業  予算額 300,712千円	容態が急変しやすい小児救急患者に迅速・適切に対応するため、引き続き、市民病院など7つの「小児救急拠点病院」において、24時間・365日の専門の小児科医による二次救急医療体制の整備を図るとともに、11名以上の小児科医が確保できるよう、小児救急拠点病院の機能強化を進めています。 また、小児救急拠点病院を含む8病院において、深夜0時以降の初期救急患者の受入を行う体制の整備をしています。 さらに、平成18年7月から小児の急な発熱などで困ったときに、看護師が適切な対応方法をアドバイスする小児救急電話相談事業を実施しています。  小児救急拠点病院受診患者 31,000人(18年度決算見込) 小児救急電話相談(救急医療情報センター) ・平日 18時～24時/土曜日 13時～24時/休日 9～24時 ・看護師2名体制による子どもの急病時の対応をアドバイスする。

<p>6 心身障害児・者歯科診療事業</p> <p>予算額 歯科保健医療推進事業予算(98,143千円)に含まれる</p>	<p>心身障害児・者の歯の健康保持・増進を図るため、横浜市歯科保健医療センターと市内の指定協力医療機関において実施している、心身障害児・者の歯科診療事業に対し、助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定協力医療機関（受診患者延数 21,994人：18年度決算見込） (209 医療機関)</li> <li>歯科保健医療センター（受診患者延数 5,045人：18年度決算見込）</li> </ul>
---	---

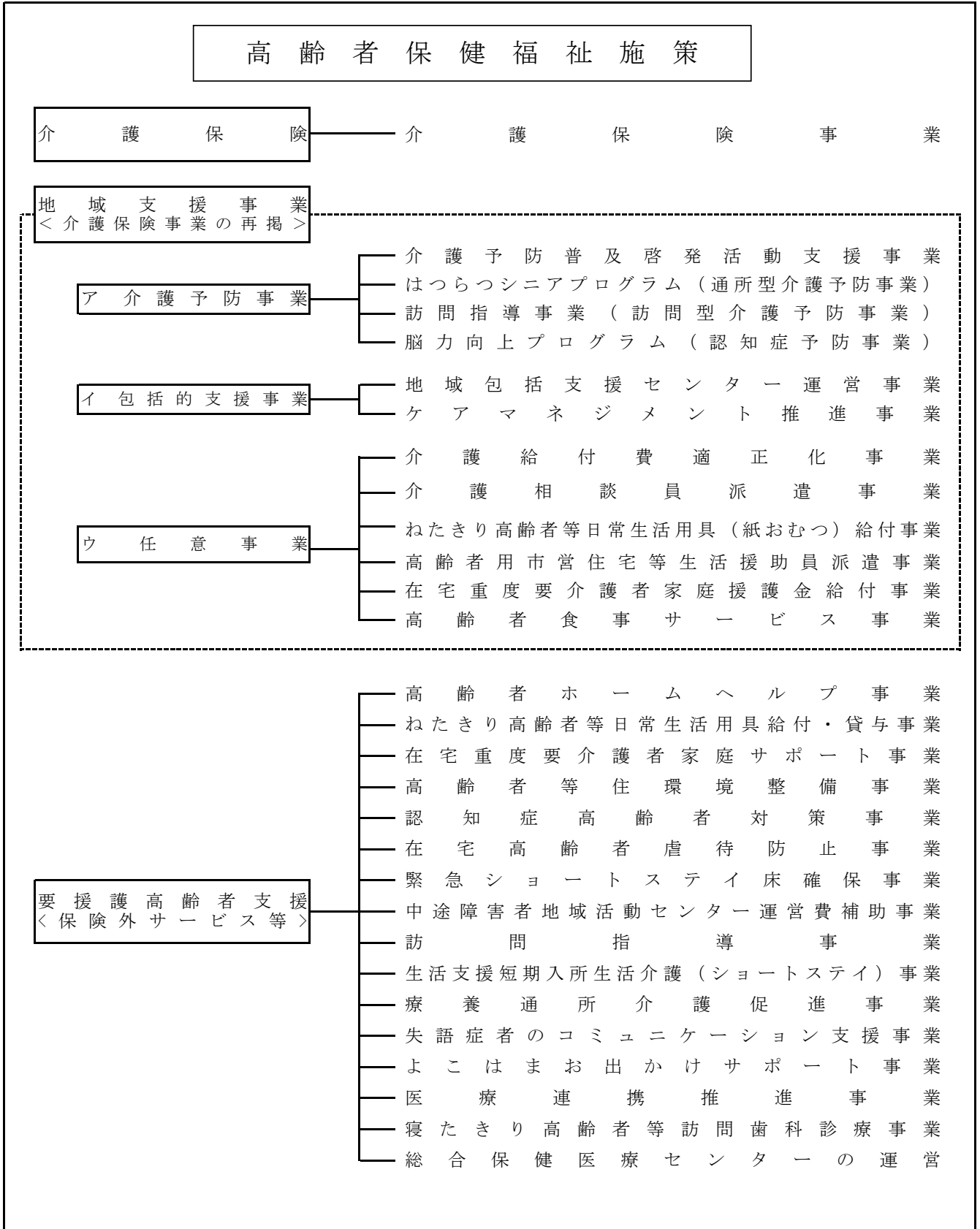
《経済的負担の軽減》

事業名	事業内容
<p>1 小児医療費助成事業</p> <p>予算額 7,269,195千円</p>	<p>安心して子どもを育てる環境づくりのひとつとして、小児が医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担分を助成します。 なお、4月から、通院費助成について小学校就学前まで対象年齢を拡大しております。</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 0歳児 (所得制限なし)</li> <li>イ 1歳児～小学校就学前 (所得制限あり)</li> <li>ウ 小学校入学から中学校卒業まで (所得制限あり)</li> </ul> <p>(2) 助成の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 0歳児～小学校就学前 入院・通院</li> <li>イ 小学校入学から中学校卒業まで 入院</li> </ul> <p>(3) 助成対象人員(証交付数) 0歳児～小学校就学前 185,582人(19年度予算)</p>
<p>2 医療給付事業</p> <p>予算額 351,306千円</p>	<p>(1) 未熟児養育医療給付事業 入院治療が必要な未熟児を対象に診療費等を給付します。 給付人員 1,352人(19年度予算)</p> <p>(2) 身体障害児育成医療給付事業 身体に障害を有する児童、現存する疾患を放置すると障害を残すおそれのある児童及び先天性の内臓疾患を有する児童で確実な治療効果が期待できる者を対象に診療費等を給付します。 給付人員 1,361人(19年度予算)</p>
<p>3 小児慢性特定疾患医療給付事業</p> <p>予算額 535,594千円</p>	<p>小児がん、腎疾患、ぜんそく、慢性心疾患等の小児慢性特定疾患の患者に対して、診療費等を給付します。 給付人員 4,500人(19年度予算)</p>

# 高齢化社会関係事業の現況等について【健康福祉局】

健康福祉局では、「第3期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が健康でいきいきと生活し、介護が必要になっても、その人にあったサービスを利用して自分らしく生活できる街の実現を基本目標として、施策の推進に取り組んでいます。

また、個人の主体的な健康づくりを支援する「健康横浜21」を推進し、成人・高齢者の健康づくりを進めます。



福祉施設等の整備

- 地域ケアプラザ整備・運営事業
- 特別養護老人ホーム整備事業
- 介護老人保健施設整備事業等
- 地域密着型サービス推進事業
- 認知症高齢者グループホーム運営事業等

健康づくりの推進

- 「健康横浜21」推進事業
- 健康教育事業
- 基本健康診査等事業
- C型肝炎ウィルス等検査事業
- がん検診事業
- 歯周疾患検診事業
- インフルエンザ予防接種事業

生きがい増進施策

- 老人クラブ助成事業
- 高齢者いきいき活動支援事業
- 敬老特別乗車証交付事業
- 高齢者スポーツ・体操等振興事業
- 高齢者保養研修施設ふれーゆ運営事業

医療福祉等

- 老人保健医療事業等
- 重度障害者医療費援助事業

地域福祉の推進

- 地域福祉計画推進事業
- 福祉保健活動拠点運営事業
- 横浜生活あんしんセンター運営事業
- 鉄道駅舎エレベーター等設置事業
- 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業

# 介護保険制度関連事業の概要

介護保険事業費会計 159,475,989千円

## I 介護保険給付

149,483,021千円

### 在宅（居宅）サービス 71,575,042千円

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援
- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防支援

### 地域密着型サービス

16,374,412千円

- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

予防給付 <要支援者対象>  
12,816,078千円（再掲）

### 施設サービス（介護保険3施設） 54,603,264千円

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

### その他 6,930,303千円

- ・高額介護サービス費
- ・特定入所者介護サービス費等

## II 地域支援事業

4,036,083千円

### 介護予防事業

296,622千円

- ・介護予防普及啓発活動支援事業
- ・はつらっシニアプログラム（通所型介護予防事業）
- ・訪問指導事業（訪問型介護予防事業）
- ・脳力向上プログラム（認知症予防事業）等

### 包括的支援事業

2,744,090千円

- ・地域包括支援センター運営事業
- ・ケアマネジメント推進事業

### 任意事業

995,371千円

- ・介護給付費適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ給付）給付事業 ※
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・在宅重度要介護者家庭看護員派遣事業 ※
- ・高齢者食事サービス事業

### その他事務費

5,956,885千円

- ・要介護認定事務費
- ・介護給付費準備基金積立金
- ・人件費等

## 一般会計 1,611,744千円

### III 介護保険外サービス

1,503,388千円

- ・高齢者ホームヘルプ事業
- ・在宅重度要介護者家庭サポート事業 ※
- ・在宅高齢者虐待防止事業
- ・中途障害者地域活動センター運営費補助事業
- ・療養通所介護促進事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業（あんしん電話貸与等）
- ・高齢者等住環境整備事業
- ・緊急ショートステイ床確保事業
- ・訪問指導事業
- ・失語症者のコミュニケーション支援事業
- ・生活支援短期入所生活介護（ショートステイ）事業
- ・よこはまお出かけサポート事業 等

### 低所得者の利用者負担助成事業

108,356千円

- ・在宅サービス利用者負担助成
- ・社会福祉法人による利用者負担助成

※ 税制改正の影響による負担緩和措置を実施する事業

《 介護保険 》

事業名	事業内容
<p>1 介護保険事業</p> <p>予算額 159,475,989 千円</p>	<p>介護保険法、第3期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、要介護認定、保険料の徴収、保険給付等を行います。</p> <p>(1) 被保険者数（平成19年10月見込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者(65歳以上) 約66万人</li> <li>・第2号被保険者(40～64歳) 約123万人</li> </ul> <p>(2) 要介護認定</p> <p>各区で要介護・要支援認定を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定者数 約11万人（平成19年10月見込み）</li> <li>・横浜市介護認定審査会 合議体数128</li> </ul> <p>(3) 保険給付</p> <p>在宅サービス給付費、地域密着型サービス給付費、施設介護サービス給付費等の保険給付費を、居宅サービス事業者、介護保険施設等に支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険給付費 149,483,021 千円（予算額） <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅介護サービス給付費 71,575,042 千円</li> <li>地域密着型サービス給付費 16,374,412 千円</li> <li>施設介護サービス給付費 54,603,264 千円</li> <li>高額介護サービス給付費等 6,930,303 千円</li> </ul> </li> </ul> <p>○介護保険の利用者負担の軽減【予算額（一般会計）108,356 千円】</p> <p>① 社会福祉法人による利用者負担助成</p> <p>社会福祉法人が、低所得者で特に生計が困難な方に対して、介護保険サービスの提供の際に利用者負担を軽減した場合に、法人が負担した金額の一部について助成を行います。</p> <p>② 在宅サービス利用者負担助成</p> <p>低所得で特に介護保険サービスの利用料の負担が困難な方に対し、訪問介護などの在宅サービスの利用者負担について一部助成し、10%の利用者負担を5%または3%等に軽減します。</p>



事業名	事業内容																																				
	<p>(4) 介護保険料（第1号保険料）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3期(平成18～20年度)保険料基準月額(第4段階) 4,150円</li> <li>8段階制の保険料設定</li> <li>税制改正に伴う保険料負担増の激変緩和措置を引き続き実施</li> <li>所得の低い方に対する保険料減免を引き続き実施</li> </ul> <p>所得段階別保険料（保険料上段は年額、下段（ ）は月額相当）</p> <table border="1" data-bbox="504 584 1461 1357"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>割合 ( )は国標準</th> <th>対象者</th> <th>保険料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>0.5 (0.5)</td> <td>生活保護受給者 老齢福祉年金受給者</td> <td>24,900 (2,075)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>0.5 (0.5)</td> <td>本人、世帯とも市民税非課税者 (うち本人年金80万円以下等の者)</td> <td>24,900 (2,075)</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>0.65 (0.75)</td> <td>本人、世帯とも市民税非課税者 (うち第2段階を除く者)</td> <td>32,370 (2,698)</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td><b>基準額</b> 1.0</td> <td>本人市民税非課税、世帯市民税課税者</td> <td>49,800 <b>(4,150)</b></td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>1.1 (-)</td> <td>市民税課税者（合計所得金額150万円未満）</td> <td>54,780 (4,565)</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>1.25 (1.25)</td> <td>市民税課税者 (合計所得金額150万円以上250万円未満)</td> <td>62,250 (5,188)</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>市民税課税者 (合計所得金額250万円以上700万円未満)</td> <td>74,700 (6,225)</td> </tr> <tr> <td>第8段階</td> <td>2.0 (1.5)</td> <td>市民税課税者 (合計所得金額700万円以上)</td> <td>99,600 (8,300)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 介護保険運営協議会の開催等</p> <p>横浜市介護保険条例に基づき、介護保険事業の運営状況等について審議するため、介護保険運営協議会を設置しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者代表、学識経験者、医療・保健・福祉関係者20名で構成</li> </ul>	所得段階	割合 ( )は国標準	対象者	保険料 (円)	第1段階	0.5 (0.5)	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	24,900 (2,075)	第2段階	0.5 (0.5)	本人、世帯とも市民税非課税者 (うち本人年金80万円以下等の者)	24,900 (2,075)	第3段階	0.65 (0.75)	本人、世帯とも市民税非課税者 (うち第2段階を除く者)	32,370 (2,698)	第4段階	<b>基準額</b> 1.0	本人市民税非課税、世帯市民税課税者	49,800 <b>(4,150)</b>	第5段階	1.1 (-)	市民税課税者（合計所得金額150万円未満）	54,780 (4,565)	第6段階	1.25 (1.25)	市民税課税者 (合計所得金額150万円以上250万円未満)	62,250 (5,188)	第7段階	1.5 (1.5)	市民税課税者 (合計所得金額250万円以上700万円未満)	74,700 (6,225)	第8段階	2.0 (1.5)	市民税課税者 (合計所得金額700万円以上)	99,600 (8,300)
所得段階	割合 ( )は国標準	対象者	保険料 (円)																																		
第1段階	0.5 (0.5)	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	24,900 (2,075)																																		
第2段階	0.5 (0.5)	本人、世帯とも市民税非課税者 (うち本人年金80万円以下等の者)	24,900 (2,075)																																		
第3段階	0.65 (0.75)	本人、世帯とも市民税非課税者 (うち第2段階を除く者)	32,370 (2,698)																																		
第4段階	<b>基準額</b> 1.0	本人市民税非課税、世帯市民税課税者	49,800 <b>(4,150)</b>																																		
第5段階	1.1 (-)	市民税課税者（合計所得金額150万円未満）	54,780 (4,565)																																		
第6段階	1.25 (1.25)	市民税課税者 (合計所得金額150万円以上250万円未満)	62,250 (5,188)																																		
第7段階	1.5 (1.5)	市民税課税者 (合計所得金額250万円以上700万円未満)	74,700 (6,225)																																		
第8段階	2.0 (1.5)	市民税課税者 (合計所得金額700万円以上)	99,600 (8,300)																																		

事業名	事業内容
	<p>(6) 地域支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域支援事業費 4,036,083 千円</li> </ul> <p>ア 介護予防事業  介護予防普及啓発活動や、介護が必要となる可能性の高い高齢者を対象に、運動や口腔ケア・栄養改善などの通所型予防事業、訪問指導事業、認知症予防事業を実施します。</p> <p>イ 包括的支援事業  高齢者の総合的な相談、権利擁護、介護予防ケアプラン作成、ケアマネジャー育成支援やネットワーク構築等、さまざまな支援を行うため、地域包括支援センターの運営等の包括的支援事業を実施します。</p> <p>ウ 任意事業  利用者等の不安や疑問の解消を図るため、「介護相談員」を介護保険施設等に派遣します。また、保険給付の適正化を図るため、事業者に対する指導を行うなど、任意事業を実施します。</p>

《 地域支援事業（ア 介護予防事業） 》

事業名	事業内容
<p>1 介護予防普及啓発活動支援事業</p> <p>予算額 24,808 千円</p>	<p>介護予防に関する意識を啓発し、身体状況に応じた介護予防の具体的な取り組みを一人ひとりができるよう普及・啓発を行います。</p> <p>(1) リーフレットの作成 (2) 介護予防手帳の作成 (3) 介護予防体操の普及啓発（延べ実施か所 159か所） (4) 介護予防啓発活動（20回）</p>
<p>2 はつらつシニアプログラム（通所型介護予防事業）</p> <p>予算額 108,400 千円</p>	<p>特定高齢者を対象に、運動プログラム、フットケアプログラム、口腔ケア・栄養改善プログラムを提供することにより要介護状態になることの予防を図り、自立した生活を目指します（36コース）。</p> <p>(1) 運動プログラム (2) フットケアプログラム (3) 口腔ケア・栄養改善プログラム</p>
<p>3 訪問指導事業（訪問型介護予防事業）</p> <p>予算額 32,850 千円</p>	<p>特定高齢者を対象に、介護予防の観点から、保健師等が家庭を訪問し、自立を支援するために必要な指導を行い、心身の機能低下の予防と健康の保持増進を図ります。</p> <p>年間延べ訪問予定回数 5,288 回／年</p>
<p>4 脳力向上プログラム（認知症予防事業）</p> <p>予算額 48,338 千円</p>	<p>特定高齢者のうち、軽度認知障害のある方を対象に、認知症予防プログラムを提供し、認知機能の維持・向上に必要な基本的な知識・技術を習得することにより、認知症予防を図ります。（32コース）</p> <p>(1) パソコンプログラム (2) 料理プログラム (3) ウォーキングプログラム</p>

《 地域支援事業（イ 包括的支援事業） 》

事業名	事業内容
<p>1 地域包括支援センター運営事業</p> <p>予算額 2,739,583 千円</p>	<p>総合相談・支援や介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を担う地域包括支援センターを運営します。</p> <p>(1) 設置状況 116 か所（平成 19 年 4 月 1 日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケアプラザ及び一部の特別養護老人ホームに設置</li> <li>・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を配置</li> </ul> <p>(2) 年度末整備数 119 か所</p>
<p>2 ケアマネジメント推進事業</p> <p>予算額 4,507 千円</p>	<p>研修の開催や事例集の作成等により、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員の支援体制の充実を図ります。</p>

《 地域支援事業（ウ 任意事業） 》

事業名	事業内容
1 介護給付費適正化事業 予算額 2,302 千円	給付の適正化を目的に、事業者指導等を行います。
2 介護相談員派遣事業 予算額 19,448 千円	介護サービスの質的向上を図るため、介護サービス提供の場に介護相談員を派遣します。
3 ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業 予算額 289,770 千円	おおむね 65 歳以上のねたきり高齢者等に、紙おむつを給付します。  給付予定数（紙おむつ） 延べ 35,903 か月
4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業  予算額 377,845 千円	高齢者向け市営住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し生活相談、安否確認などのサービスを提供します。また、緊急通報システムを設置し、緊急時の対応を確保します。  対象住宅予定戸数 4,952 戸
5 在宅重度要介護者家庭援護金給付事業  予算額 6,053 千円	市内に居住し、要介護 4 又は 5 に認定された方と同居して介護する家庭介護者で、一定要件を満たす方に対し、援護金を支給します。  (1) 支給額 年額 10 万円 (2) 支給予定人数 50 人
6 高齢者食事サービス事業  予算額 299,953 千円	ひとり暮らしの要援護高齢者等で、必要と認められた方に、訪問により栄養バランスのとれた食事を提供し、あわせて日常の安否確認を行います。  (1) 利用回数 週 5 日以内、1 日 1 食 (2) 予定食数 延べ 931,000 食／年

《 介護保険外サービス等 》

事業名	事業内容
<p>1 高齢者ホームヘルプ事業</p> <p>予算額 307,822 千円</p>	<p>(1) 在宅生活支援ホームヘルプ事業 286,626 千円 (予算額) 重度の要介護者で、ひとり暮らし等のため、介護保険のホームヘルプサービスだけでは在宅生活の継続が困難な方に、ホームヘルパーを派遣し、身体介護、生活援助等のサービスを提供します。</p> <p>派遣予定時間数 82,862 時間/年</p> <p>(2) 自立支援ホームヘルプ事業 21,196 千円 (予算額) 介護保険の給付対象とならない高齢者のうち、日常生活に支障のあるひとり暮らしの方などにホームヘルパーを派遣し、生活援助を中心としたサービスを提供します。</p> <p>派遣予定時間数 10,390 時間/年</p>
<p>2 ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業</p> <p>予算額 139,848 千円</p>	<p>おおむね 65 歳以上のねたきり高齢者等に、介護に必要な日常生活用具を給付・貸与します。</p> <p>対象品目 シルバーカー、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、あんしん電話</p>
<p>3 在宅重度要介護者家庭サポート事業</p> <p>予算額 239,483 千円</p>	<p>単身の在宅重度要介護者あるいは重度の要介護者がいる高齢夫婦世帯などに対し、生活支援スタッフを派遣し、介護保険の訪問介護の対象とならない日常生活上必要なサービスを提供します。</p> <p>対象予定人数 365 世帯</p>
<p>4 高齢者住環境整備事業</p> <p>予算額 120,339 千円</p>	<p>要支援以上の要介護認定を受けた方に、身体状況に合わせた住宅改造の相談や改造費の助成を行います。</p> <p>(1) 助成基準上限 100 万円 (2) 助成予定件数 212 件/年</p>

事業名	事業内容
5 認知症高齢者 対策事業  予算額 30,950 千円	認知症高齢者が症状の悪化等で在宅生活が困難になった場合の緊急相談と、専門医療機関での緊急一時入院を行います。また徘徊認知症高齢者の早期発見のために、区ごとに関係機関連絡会を設置するほか、徘徊認知症高齢者を特別養護老人ホーム等で一時保護を行います。
6 在宅高齢者 虐待防止事業  予算額 10,578 千円	在宅高齢者への虐待防止の普及啓発のほか、早期発見・早期対応のための相談・支援を行ないます。また、新たに介護者への支援を行います。
7 緊急ショート ステイ床確保 事業  予算額 25,964 千円	介護保険のショートステイ利用対象者が、介護者の急病等により介護が不能となり、緊急にショートステイを利用したい場合の受入れ枠を確保する施設に対し事業費を補助します。  受入れ確保枠 ショートステイセンター等（短期入所生活介護） 10 床 介護老人保健施設（短期入所療養介護） 5 床
8 中途障害者地 域活動センタ ー運営費補助 事業  予算額 337,943 千円	おおむね40歳から64歳までの脳血管疾患等の後遺症による中途障害者の地域での社会参加と自立支援のため、日常生活訓練等を行う中途障害者地域活動センターに対して運営費等を補助します。  補助か所数 18 か所
9 訪問指導事業  予算額 131,401 千円	療養上の保健指導が必要な者及びその家族に対して保健師等が、訪問し、介護を要する状態に陥ることを予防するために、その家庭環境や生活環境に応じた保健指導を行います。  年間延べ訪問予定回数 16,128 回／年
10 生活支援短 期入所生活介 護（ショート ステイ）事業  予算額 2,587 千円	要介護に認定されていないひとり暮らしなどの高齢者が、体調が不良な状態になった場合等に、養護老人ホーム等に一時的に入所し、生活習慣などの指導や、体調の回復を図るサービスを提供します。  (1) 年間予定日数 延べ 520 日／年 (2) 実施施設 養護老人ホーム等

事業名	事業内容
11 療養通所介護 促進事業  予算額 9,000 千円	医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中・重度要介護者が安心して通所サービスを利用できる体制を整備するため、療養通所介護事業を開始する事業所に対し、設備費等の助成を行います。
12 失語症者のコ ミュニケーシ ョン支援事業  (協働事業提案制 度モデル事業) 予算額 300 千円	平成17年度より協働事業提案制度モデル事業として養成してきた「失語症会話パートナー」のボランティア活動を支援します。
13 よこはまお出 かけサポート 事業  (協働事業提案制 度モデル事業) 予算額 3,381 千円	民間団体の実施する移動サービスの情報提供、移動制約者と移動サービス実施団体のコーディネート等を行う相談窓口の運営を行います。
14 医療連携推進 事業  予算額 400 千円	保健、医療、介護を提供する者が一体となって、在宅での療養を支える仕組みを構築するために実施するモデル事業に対し、助成を行います。
15 ねたきり高齢 者等訪問歯科 診療事業  予算額 歯科保健医療 推進事業費 97,800 千円の中 で実施	歯科診療所への通院が困難な在宅の寝たきり高齢者等を対象に、横浜市歯科医師会と連携し、訪問歯科診療を実施します。  訪問診療予定回数 150回



事業名	事業内容
<p>16 総合保健医療センターの運営</p> <p>予算額 796,305 千円</p>	<p>寝たきりや認知症高齢者等の在宅生活、こころの病をかかえる方の社会復帰を支援するためのサービスを提供する「総合保健医療センター」を運営します。</p> <p>〈概要〉</p> <p>所在地 港北区鳥山町1735番地</p> <p>施設内容 介護老人保健施設、診療所、精神障害者支援施設</p> <p>開所日 平成4年10月1日</p> <p>指定管理者 (財)横浜市総合保健医療財団 (平成18年7月1日から)</p>

《 福祉施設等の整備 》

事業名	事業内容
<p>1 地域ケアプラザ整備・運営事業</p> <p>予算額 3,204,862 千円</p>	<p>地域包括支援センター及び地域活動交流の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。</p> <p>平成19年度設計開始分から整備方針を見直し、地域活動交流機能を強化するとともに福祉保健サービス部門（デイサービス等）の整備を原則廃止します。このことにより、新規整備着手か所数の増及び整備期間の短縮を図り、整備を促進します。</p> <p>(1) 設置状況 106 か所（平成19年3月31日現在）</p> <p>(2) 整備予定数（平成19年度） 建設 6 か所 設計等 9 か所</p> <p>(3) 年度末整備数 111 か所</p>
<p>2 特別養護老人ホーム整備事業</p> <p>予算額 3,825,738 千円</p>	<p>常に介護を必要とし、在宅で介護を受けることが難しい高齢者（原則として65歳以上）が入所する特別養護老人ホームを整備します。</p> <p>特別養護老人ホームの整備</p> <p>(1) 設置状況（平成19年3月31日現在） 施設数 100 か所 定員 9,617 人</p> <p>(2) 整備予定数（平成19年度、小規模特養を含む） 建設 継続 8 か所（うち増築1か所） 定員 554 人 新規 16 か所 定員 1,340 人</p> <p>(3) 年度末整備数 施設数 107 か所 定員 10,171 人</p>
<p>3 介護老人保健施設整備事業等</p> <p>予算額 1,440,848 千円</p>	<p>リハビリテーションや日常生活訓練を通して、要介護高齢者の自立と家庭復帰、さらには在宅での療養生活を支援する介護老人保健施設の建設費を1床当たり150万円を限度に補助します。</p> <p>(1) 設置状況（平成19年3月31日現在） 施設数 68 か所 定員 8,117 人</p> <p>(2) 整備予定数（平成19年度） 継続 9 か所 定員 942 人 新規 6 か所 定員 780 人</p> <p>(3) 年度末整備数 施設数 76 か所 定員 8,979 人（1施設定員80人廃止含）</p>

事業名	事業内容				
<p>4 地域密着型サービス推進事業</p> <p>予算額 1,759,379 千円</p>	<p>国の交付金を活用し、地域密着型サービスの着実な整備を進めます。</p> <p>整備予定数</p> <table border="0"> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>63 か所</td> </tr> <tr> <td>夜間対応型訪問介護事業所</td> <td>18 か所</td> </tr> </table>	小規模多機能型居宅介護事業所	63 か所	夜間対応型訪問介護事業所	18 か所
小規模多機能型居宅介護事業所	63 か所				
夜間対応型訪問介護事業所	18 か所				
<p>5 認知症高齢者グループホーム運営事業等</p> <p>予算額 26,546 千円</p>	<p>(1) 認知症高齢者グループホーム運営事業 11,546 千円 (予算額)</p> <p>認知症高齢者が小規模で家庭的な雰囲気の中で共同生活を送る、高齢者グループホーム運営のために、研修会等を行います。</p> <p>認知症予防・介護事業、発表会開催事業、現場研修事業、講習会等</p> <p>(2) 認知症高齢者グループホーム重度化対応助成事業 15,000 千円 (予算額)</p> <p>認知症の進行等により、一定割合以上の重度者を継続的に受け入れているグループホームの運営支援として助成します。</p> <p>助成数 25 事業所 助成額 1 事業所に対して 60 万円/年</p>				

《 健康づくりの推進 》

事業名	事業内容												
<p>1 「健康横浜 2 1」推進事業</p> <p>予算額 5,171 千円</p>	<p>「健康横浜 2 1」の重点取組テーマである「生活習慣病予防の推進」のため、市民の健康づくりの支援事業を推進します。</p> <p>(1) 健康横浜 2 1 推進会議の開催 (2) 普及・啓発のイベント実施 (3) 重点取組 3 分野（食習慣改善、身体活動・運動の定着、禁煙分煙の推進）の推進事業実施</p>												
<p>2 健康教育事業</p> <p>予算額 46,588 千円</p>	<p>生涯にわたる健康づくりや生活習慣病予防を支援するため、啓発事業を実施するとともに、一人ひとりにあった健康教育や健康相談を行います。</p> <p>健康手帳の交付 15,000 冊（40 歳～64 歳） 個別健康教育 4 領域（高血圧、高脂血症、糖尿病、喫煙） 生活習慣改善教室 実施予定数 162 コース 歯周疾患予防教室 開催予定 200 回 生活習慣改善相談 開催予定 432 回</p>												
<p>3 基本健康診査等事業</p> <p>予算額 2,252,319 千円</p>	<p>生活習慣病を早期に発見・予防するとともに、健康の保持・増進を図るため、基本健康診査を実施します。 あわせて、前立腺がんの早期発見につながる P S A 検査を実施します。 また、生活機能が低下し要支援・要介護状態になるおそれのある 65 歳以上の高齢者を早期に把握し、介護予防事業につなげるため、基本健康診査と同時に生活機能評価を実施します。</p> <table border="1" data-bbox="486 1541 1465 1758"> <tr> <td rowspan="2">基本健康審査</td> <td>40 歳～64 歳</td> <td>福祉保健センター 実施医療機関</td> <td rowspan="2">年 1 回</td> <td rowspan="2">実施人数 200,000 人</td> </tr> <tr> <td>65 歳以上</td> <td>実施医療機関</td> </tr> <tr> <td>P S A 検査</td> <td>50 歳以上 男性</td> <td colspan="2">基本健康診査と同時に 年 1 回</td> <td>実施人数 35,200 人</td> </tr> </table>	基本健康審査	40 歳～64 歳	福祉保健センター 実施医療機関	年 1 回	実施人数 200,000 人	65 歳以上	実施医療機関	P S A 検査	50 歳以上 男性	基本健康診査と同時に 年 1 回		実施人数 35,200 人
基本健康審査	40 歳～64 歳		福祉保健センター 実施医療機関	年 1 回			実施人数 200,000 人						
	65 歳以上	実施医療機関											
P S A 検査	50 歳以上 男性	基本健康診査と同時に 年 1 回		実施人数 35,200 人									

事業名	事業内容																						
4 C型肝炎ウイルス等検査事業  予算額 57,447千円	肝硬変や肝がんに進行する可能性が高い、ウイルス性肝炎を早期発見、早期治療するため、基本健康診査実施医療機関等でB・C型肝炎ウイルス検査を実施します。  実施予定人員 23,110人																						
5 がん検診事業  予算額 1,473,271千円	がんの早期発見、早期治療を促進するため、各種のがん検診を、実施医療機関、福祉保健センター及びがん検診センターで実施します。  <table border="1" data-bbox="512 701 1418 1010"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> <th>実施予定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>40歳以上（1年に1回）</td> <td>53,900人</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>40歳以上（1年に1回）</td> <td>11,200人</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>20歳以上（2年に1回）</td> <td>56,100人</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>40歳以上女性（2年に1回）</td> <td>26,200人</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>40歳以上（1年に1回）</td> <td>96,100人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>243,500人</td> </tr> </tbody> </table>		区分	対象	実施予定人員	胃がん検診	40歳以上（1年に1回）	53,900人	肺がん検診	40歳以上（1年に1回）	11,200人	子宮がん検診	20歳以上（2年に1回）	56,100人	乳がん検診	40歳以上女性（2年に1回）	26,200人	大腸がん検診	40歳以上（1年に1回）	96,100人	計		243,500人
区分	対象	実施予定人員																					
胃がん検診	40歳以上（1年に1回）	53,900人																					
肺がん検診	40歳以上（1年に1回）	11,200人																					
子宮がん検診	20歳以上（2年に1回）	56,100人																					
乳がん検診	40歳以上女性（2年に1回）	26,200人																					
大腸がん検診	40歳以上（1年に1回）	96,100人																					
計		243,500人																					
6 歯周疾患検診  予算額 5,791千円	歯周疾患予防のため、40歳、50歳、60歳及び70歳の市民に対し、節目検診を医療機関で実施します。  実施予定人員 約900人																						
7 インフルエンザ予防接種事業  予算額 727,417千円	高齢者のインフルエンザり患による肺炎併発や死亡の抑止を目的として、市内の協力医療機関においてインフルエンザ予防接種を実施します。  <table border="1" data-bbox="454 1559 1463 1895"> <thead> <tr> <th>接種対象者</th> <th>接種予定者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者</td> <td>284,300人</td> </tr> </tbody> </table>		接種対象者	接種予定者数	①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	284,300人																	
接種対象者	接種予定者数																						
①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	284,300人																						

《 生きがい増進施策 》

事業名	事業内容													
<p>1 老人クラブ助成事業</p> <p>予算額 106,488 千円</p>	<p>高齢者の自主的活動を支援し、社会参加の促進を図るため、老人クラブに対し助成を行います。</p> <p>(1) 会員数 124,308 人 (平成 19 年 3 月 31 日現在)</p> <p>(2) クラブ数 1,845 クラブ (平成 19 年 3 月 31 日現在)</p> <p>(3) 単位クラブ助成額 会員 100 人以下 月額 4,500 円 会員 101 人以上 月額 6,300 円</p>													
<p>2 高齢者いきいき活動支援事業</p> <p>予算額 115,718 千円</p>	<p>(1) 高齢者の生きがい社会参加活動事業 地域の高齢者を対象とした「健康・友愛・奉仕」活動を実施する老人クラブ会員を中心としたグループ活動を支援します。</p> <p>(2) 高齢者の仲間づくり支援事業 高齢者の地域生活を豊かにし、地域づくりに寄与する高齢者の自主的なグループ活動の結成と活性化を支援します。</p>													
<p>3 敬老特別乗車証交付事業</p> <p>予算額 9,484,195 千円</p>	<p>高齢者が気軽に外に出かけ、地域社会との交流を深め、豊かで充実した日々が送れるよう、市内に居住している 70 歳以上の希望される方に対し、敬老特別乗車証を交付します。</p> <p>なお、将来にわたり持続可能な制度となるよう「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方検討会」を設置し、検討を進めていきます。</p> <p>(平成 18 年度末交付実績 298,800 枚)</p> <p>&lt;負担区分&gt;</p> <table border="1" data-bbox="470 1444 1455 1787"> <thead> <tr> <th>課税の状況</th> <th>状況</th> <th>負担額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民税が非課税である</td> <td>生活保護受給者 世帯全員が非課税の老齢福祉年金受給者</td> <td>無料※</td> </tr> <tr> <td>上記以外の方</td> <td>2,500 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民税が課税されている</td> <td>合計所得金額が 700 万円未満</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が 700 万円以上</td> <td>15,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※身体障害者手帳 1～4 級所持者、被爆者健康手帳所持者、戦傷病者手帳所持者等は市民税課税、非課税に関わらず無料</p>	課税の状況	状況	負担額(年額)	市民税が非課税である	生活保護受給者 世帯全員が非課税の老齢福祉年金受給者	無料※	上記以外の方	2,500 円	市民税が課税されている	合計所得金額が 700 万円未満	5,000 円	合計所得金額が 700 万円以上	15,000 円
課税の状況	状況	負担額(年額)												
市民税が非課税である	生活保護受給者 世帯全員が非課税の老齢福祉年金受給者	無料※												
	上記以外の方	2,500 円												
市民税が課税されている	合計所得金額が 700 万円未満	5,000 円												
	合計所得金額が 700 万円以上	15,000 円												

事業名	事業内容
<p>4 高齢者スポーツ・体操等振興事業</p> <p>予算額 8,502 千円</p>	<p>高齢者に適した楽しめるスポーツ・体操及びレクリエーション等の普及や振興を図り、身体機能の低下防止及び連帯意識の高揚を図ります。</p> <p>参加予定人員</p> <p>(1) 健康増進体操 500 人</p> <p>(2) 地域健康体操レクリエーション教室 6,000 人</p> <p>(3) 指導者養成（体操、レクリエーション、介護予防）25 人</p>
<p>5 高齢者保養研修施設ふれーゆ運営事業</p> <p>予算額 87,817 千円</p>	<p>高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、「健康づくり・研修・保養」等の機能を有する施設を運営し、はつらつとしたシルバーエイジの実現を支援します。</p> <p>施設内容 プール・大浴場・温室等</p>

《 医療福祉等 》

事業名	事業内容
<p>1 老人保健医療事業等</p> <p>予算額 198,253,593 千円</p>	<p>(1) 老人保健医療事業 197,921,398 千円 (予算額) 75 歳以上の高齢者 (平成 14 年 9 月 30 日までに 70 歳になられた方も含む)、及び 65 歳から 74 歳の方で法令で定める一定の障害状態にある方に対し、医療費を給付します。</p> <p>対象予定人員 281,720 人 (平成 19 年度)</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度移行準備 332,195 千円 (予算額) 平成 20 年 4 月 1 日より現行の老人保健法による老人保健医療制度から高齢者の医療の確保に関する法律による「後期高齢者医療制度」へ改正されます。 この後期高齢者医療事務 (被保険者の資格管理、保険料の賦課、医療給付等) を行うため、19 年 1 月に「後期高齢者医療広域連合」が設立されました。 なお、保険料の徴収及び窓口業務は市町村が行います。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>広域連合について</p> <p>神奈川県内の区域内の全市町村 (以下「関係市町村」という。) をもって組織します。「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定する後期高齢者医療の事務のうち、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務</li> <li>(2) 医療給付に関する事務</li> <li>(3) 保険料の賦課に関する事務</li> <li>(4) 保健事業に関する事務</li> <li>(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</li> </ol> <p>を処理します。その共通経費は関係市町村の負担金をもって充てます。 共通経費の負担割合は、均等割：被保険者数割：人口割で 10：45：45 となります。</p> </div>
<p>2 重度障害者医療費援助事業</p> <p>予算額 2,927,513 千円</p>	<p>老人保健医療の対象者で重度の障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。</p> <p>対象予定人員 24,912 人 (平成 19 年度)</p>



《 地域福祉の推進 》

事業名	事業内容
<p>1 地域福祉計画推進事業</p> <p>予算額 14,908 千円</p>	<p>地域社会全体で福祉や保健などの生活課題に取り組み、支えあっていくための仕組みづくりをすすめます。</p> <p>(1) 区計画の推進            ア 18 区の計画に基づき、各区で推進します。            イ 地域福祉の推進役となる地域福祉コーディネーターを養成します。            ウ テーマ型・地縁型活動の協働促進モデル事業を試行し、区の実践を支援します。</p> <p>(2) 全市計画の推進            ア よこはま福祉・保健カレッジ事業を実施し、福祉保健人材を育成します。            イ 全市計画冊子増補版を発行し、計画の一層の周知を図ります。</p>
<p>2 福祉保健活動拠点運営事業</p> <p>予算額 405,103 千円</p>	<p>地域における市民の自主的な福祉活動、保健活動などのための場を提供します。</p> <p>既設 17 か所</p> <p>〔* 整備中 1 か所（西区）            高島町二丁目の市街地再開発事業の中で整備を進めており、平成 20 年 1 月の開所を予定しています。〕</p>
<p>3 横浜生活あんしんセンター運営事業</p> <p>予算額 179,530 千円</p>	<p>判断能力が不十分な高齢者や障害者等の権利擁護にかかわる相談や契約に基づく定期訪問・金銭管理サービス等を行う「横浜生活あんしんセンター」の運営費を助成します。</p> <p>(1) 対象者 本市在住の高齢者、知的障害者、精神障害者及び身体障害者</p> <p>(2) 業務内容            ア 相談調整            イ 福祉サービスの利用援助、定期訪問・金銭管理サービス            ウ 財産関係書類等預かりサービス            エ 法定後見業務・任意後見業務            オ 広報・啓発、研修・研究事業            ※イ～エは契約等に基づき実施・有料            ※ア～ウは各区社会福祉協議会業務</p>

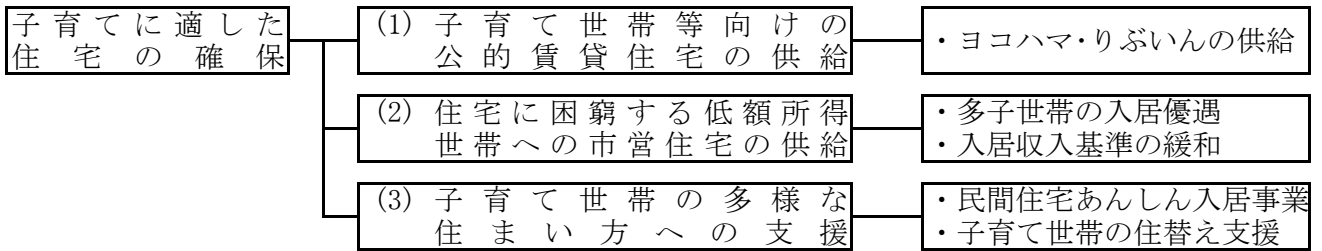
事業名	事業内容
<p>4 鉄道駅舎エレベーター等設置事業</p> <p>予算額 363,970 千円</p>	<p>高齢者・障害者等の鉄道の利用環境改善のため、駅舎における車いす対応のエレベーター及び多目的トイレの整備を進めます。</p> <p>(1) エレベーター整備予定（平成 19 年度） 民営鉄道 5 駅、市営地下鉄 1 駅</p> <p>(2) 多目的トイレ整備予定（平成 19 年度） 10 か所</p>
<p>5 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業</p> <p>予算額 117,150 千円</p>	<p>高齢者・障害者をはじめ誰にも乗り降りしやすいノンステップバスの導入促進のため助成を行います。</p> <p>整備予定（平成 19 年度） 民営バス 48 台 市営バス 30 台</p>

## 少子化社会関係事業の現況等について

【まちづくり調整局】

少子化社会に対応し、子育て世帯が子育てに適した住宅を確保できるよう施策を進めています。

### 【施策の体系】



### 【事業内容】

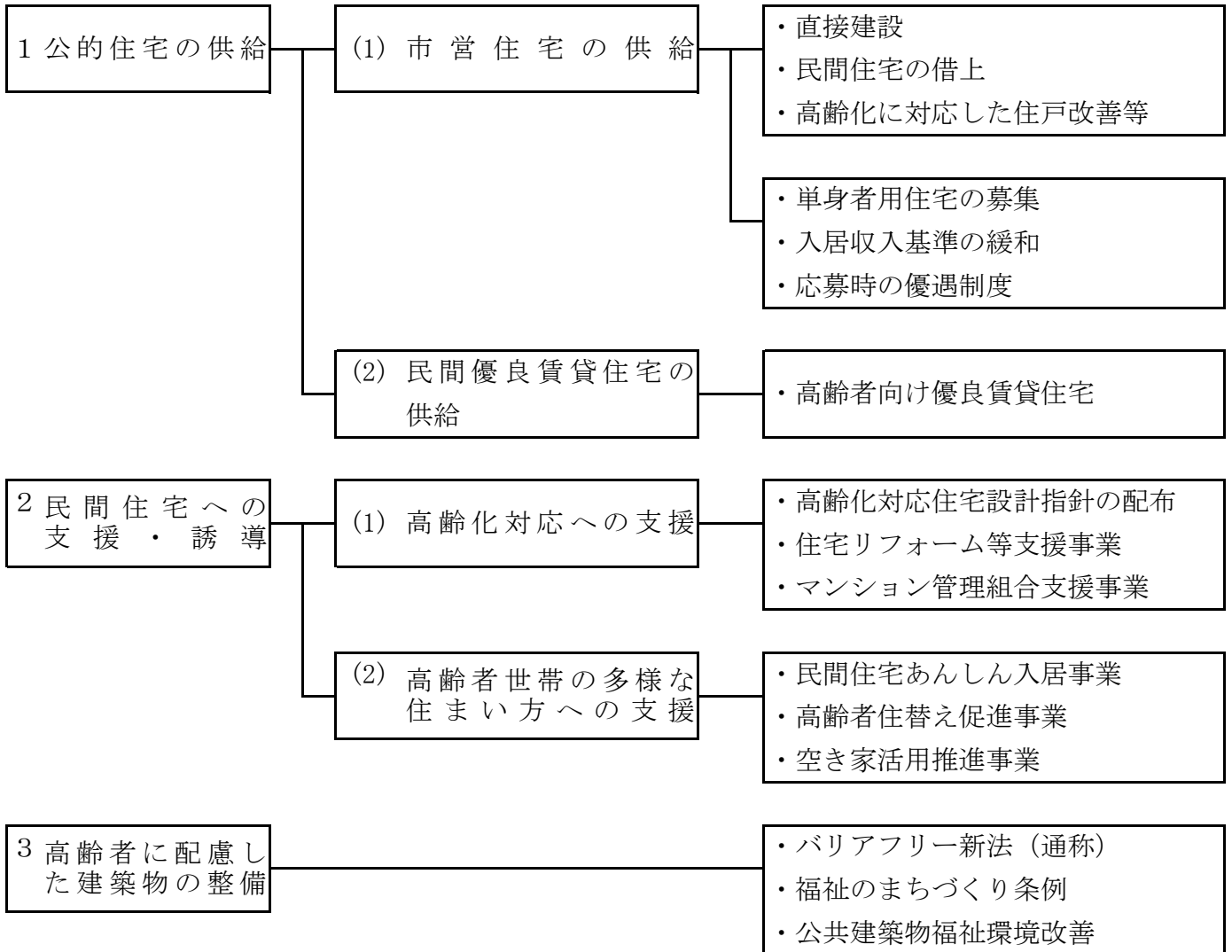
事業名	事業内容	19年度事業	18年度実績
<b>(1) 子育て世帯等向けの公的賃貸住宅の供給</b>			
① ヨコハマ・りぶいんの供給	○「特定優良賃貸住宅の供給に関する法律」に基づき、民間土地所有者等が建設する良質な賃貸住宅を、子育て世帯等向けに公的賃貸住宅として供給 ○家賃助成により入居者負担を軽減	○入居者募集(新築) 0団地 0戸 ○入居開始(新築) 0団地 0戸 ○管理戸数 402団地 8,879戸 (19年度末予定)	1団地 20戸 3団地 60戸 403団地 8,899戸
<b>(2) 住宅に困窮する低額所得世帯への市営住宅の供給</b>			
① 多子世帯の入居優遇	○現に同居し、又は同居しようとする親族(配偶者を除く)に18歳未満の児童が3人以上いる多子世帯に対して、当選率を3倍とする優遇		8戸 22.1倍 (当選)
② 入居収入基準の緩和	○同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がいる世帯の収入基準を緩和	○一般世帯 認定月収 200,000円以下 ○小学校就学の始期に達するまでの者がいる世帯 認定月収 268,000円以下	
<b>(3) 子育て世帯の多様な住まい方への支援</b>			
① 民間住宅あんしん入居事業	○保証人が確保できずに民間の賃貸住宅の入居に困窮しているひとり親世帯等に対する、民間保証会社による家賃保証と入居後の居住支援	○国の「あんしん賃貸支援事業」の機能を取り込むことで、セーフティネットの機能強化 ○協力不動産店等を拡大するための広報活動	制度利用世帯 405世帯 協力不動産店 529社
② 子育て世帯の住替え支援	○高齢者の持家を、賃貸住宅に居住する子育て世帯へ低家賃で賃貸	○住替え相談  ○住替え支援モデル事業の実施	高齢者世帯 27件 子育て世帯 1件 高齢者世帯 1件

# 高齢化社会関係事業の現況等について

【まちづくり調整局】

急速に進む高齢化に対応し、高齢者の安定した居住・多様な住まい方への支援、さらには、高齢化に対応した安全な住宅・住環境の整備等を推進しています。

## 【施策の体系】



【事業内容】

1 公的住宅の供給

事業名	事業内容	19年度事業	18年度実績
(1) 市営住宅の供給			
①直接建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅に困窮する低額所得の高齢者世帯向けの住宅を建設</li> <li>○バリアフリー設計</li> <li>○シルバーハウジング・プロジェクトの適用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回相談員の派遣</li> <li>・生活相談室・緊急通報システムの設置</li> </ul> </li> </ul>	[ ] 内は団地の総戸数 ○建設着手 桜ヶ丘アパート (保土ヶ谷区)3期 12戸 [ 60戸] ○事業中 桜ヶ丘アパート (保土ヶ谷区)1期 18戸 [ 36戸] ○入居者募集(新築) 桜ヶ丘アパート1期 18戸 [ 36戸] ○管理戸数 31団地 1,110戸 (シルバーハウジング・プロジェクト適用団地 21団地 898戸) (19年度末予定)	[ ] 内は団地の総戸数 桜ヶ丘アパート (保土ヶ谷区)1期 18戸 [ 36戸] 南日吉住宅 (港北区)1期 12戸 [ 39戸] 南日吉住宅1期 12戸 [ 39戸] 30団地 1,098戸 (20団地 886戸)
②民間住宅の借上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者向けに配慮された民間賃貸住宅を高齢者用市営住宅として借上</li> <li>○シルバーハウジング・プロジェクトの適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入居者募集(新築) 0団地 0戸</li> <li>○入居開始(新築) 0団地 0戸</li> <li>○管理戸数 145団地 3,250戸 (19年度末予定)</li> </ul>	2団地 61戸 14団地 349戸 145団地 3,250戸
③高齢化に対応した住戸改善等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリー設計の実施 平成3年度以降設計したすべての市営住宅で実施</li> <li>○住戸改善事業 昭和30年代後半から40年代に建設された市営住宅を対象として、建物構造躯体を活かしながら住戸内部の設備等の更新、バリアフリー化対応等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリー設計の実施</li> <li>○実施住宅 ・上飯田住宅(泉区)改善工事 6棟 182戸 * エレベーター設置 4棟 12基 ・勝田住宅(都筑区)改善工事 8棟 320戸 * エレベーター設置 7棟 27基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上飯田住宅(泉区)改善工事 6棟 182戸 * エレベーター設置 4棟 12基 ・勝田住宅(都筑区)改善工事 6棟 210戸 * エレベーター設置 6棟 21基</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者・障害者対応改造 高齢者や障害者に対しての住宅改造の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者・障害者対応改造 200件</li> <li>○共用部分改善 50件</li> </ul>	237件 30件

事業名	事業内容	19年度事業	18年度実績
④単身者用住宅の募集	○高齢者や障害者等を対象とした単身者用住宅の募集	○募集戸数 20戸 (19年度4月募集)	110戸
⑤入居収入基準の緩和	○高齢者や障害者等の世帯の入居収入基準を緩和	○一般世帯 認定月収 200,000円以下 ○高齢者・ 障害者等世帯 認定月収 268,000円以下	○平成18年度末 入居世帯の裁量 階層世帯 457世帯 うち高齢者裁量 階層世帯 325世帯
⑥応募時の優遇制度	○高齢者世帯は一般世帯に対して 当選率を3倍とする優遇 ○新築の高齢者向け住宅は、高齢者 地元優遇として当選率を5倍とする 優遇		76世帯 55世帯
<b>(2) 民間優良賃貸住宅の供給</b>			
①高齢者向け優良賃貸住宅	○生活支援サービスを備えた高齢者用住宅	○供給計画認定 約300戸 ○入居者募集(新築) 12団地 380戸 ○入居開始(新築) 10団地 325戸 ○管理戸数 27団地 756戸 (19年度末予定)	15団地 482戸 9団地 233戸 9団地 188戸 17団地 431戸

## 2 民間住宅への支援・誘導

事業名	事業内容	19年度事業	18年度実績
<b>(1) 高齢化対応への支援</b>			
① 高齢化対応住宅設計指針の配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢化に対応した住宅の普及を図るため、市民向けの「安心住宅の本」を無料で配布</li> <li>○ 設計・施工者向けの「安心住宅づくりの設計指針」を有償配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「安心住宅の本」区役所等で無料配布</li> <li>○ 「安心住宅づくりの設計指針」市民情報センターで販売 500円</li> </ul>	販売実績 21冊
② 住宅リフォーム等支援事業（バリアフリーリフォーム工事）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象となる工事 浴室改良、手すり設置、段差解消等の改修で、建築士等が改修工事を行った旨の証明書を発行するバリアフリー改修工事を融資を受けて行う場合に、返済する利息相当額の一部を一定期間助成（利子補給）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利子補給対象限度額 350万円</li> <li>・ 利子補給率 2%</li> <li>・ 利子補給期間 5年間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算戸数 2戸</li> </ul>	住宅リフォーム等支援事業（バリアフリーリフォーム工事） 0戸
③ マンション管理組合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居住者が高齢化するなど、適切な維持管理が困難となっているマンションに対して専門家を派遣するなど住民の合意形成を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門家派遣： 60件予定</li> <li>○ 再生活動への補助 6件予定</li> <li>○ マンション再生に向けた検討調査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家派遣45件</li> <li>・ 再生活動補助5件</li> </ul>
<b>(2) 高齢者世帯の多様な住まい方への支援</b>			
① 民間住宅あんしん入居事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保証人が確保できずに民間の賃貸住宅の入居に困窮している高齢者等に対する、民間保証会社による家賃保証と入居後の居住支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の「あんしん賃貸支援事業」の機能を取り込むことで、セーフティネットの機能強化</li> <li>○ 協力不動産店等を拡大するための広報活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度利用世帯 405世帯</li> <li>・ 協力不動産店 529社</li> </ul>
② 高齢者住替え促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者の多様な居住ニーズに対応するため、住替え相談、住替え支援モデル事業、多様な高齢者向け優良賃貸住宅の整備誘導を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住替え相談</li> <li>○ 住替え支援モデル事業の実施</li> <li>○ 多様な高齢者向け優良賃貸住宅の誘導</li> </ul>	相談件数 246件 申込み件数 1件 登録事業者数 12件
③ 空き家活用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少子高齢化・人口減少社会を背景に増えつつある空き家や空きスペースの有効活用について検討し、地域の活性化や住環境の改善を図るための仕組みづくりを進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空き家活用勉強会の開催</li> <li>○ インターネット等による情報提供</li> <li>○ 空き家活用モデル事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ セミナー・勉強会参加者 延265人</li> <li>登録者 74人</li> </ul>

### 3 高齢者に配慮した建築物の整備

事業名	事業内容	19年度事業	18年度実績
<p>(1) バリアフリー  <b>新法（通称）</b>                      （高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）</p> <p>◆（平成18年12月20日施行）</p> <p>※<b>ハートビル法（通称）</b>                      （高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）</p> <p>◆（平成18年12月20日廃</p>	<p>○不特定多数の者が利用する建築物（病院、床面積300㎡以上の百貨店等）及び主として高齢者、障害者等が利用する建築物（老人ホーム等）についてバリアフリー対応（出入口、廊下等）を義務付け</p> <p>○義務付けられた数値を超えるバリアフリー対応を行った建築物に対して認定を行い、容積率の特例措置（10%上乘せ）等を実施</p>	<p>○申請に基づき審査等を実施</p>	<p>○義務化建築物の確認件数 151件</p> <p>○認定した件数 0件</p>
<p>(2) 福祉のまちづくり条例</p>	<p>○病院等の施設に加え、共同住宅や事務所等について、バリアフリー対応を規定</p>	<p>○申請に基づき指導を実施</p>	<p>○事前協議件数 640件</p>
<p>(3) 公共建築物福祉環境改善</p>	<p>○既存公共建築物のバリアフリー化を推進するために策定した「公共建築物福祉環境改善計画」に基づく施設改善</p>	<p>○地区センター2施設、老人福祉センター1施設及びその他2施設でバリアフリー改修を実施</p>	<p>○地区センター12施設及び公会堂1施設でバリアフリー改修を実施</p>